

(要約)

フランソワ・ジェニーの法理論とその現代的意義

村尾 太久

本論文の目的は、フランソワ・ジェニーの法理論を紹介し、特に 1924 年に公刊に至った『実定私法における科学と技術』の中でジェニーが試みている「科学的自由探求」の方法論の体系について、「実証主義」と「科学性」の観点から検討を加えるものである。さらにフランスのおもに私法理論の領域において、近時再び法の一般理論や、法学方法論的の議論の再興が見られることから、それらの文献をも手掛かりとして、ジェニーの法理論の現代的評価についても省みる。それらを通じ、フランスの 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、自らの法理論が「科学的」であることを標榜した公法・私法に跨る多くの法理論家の中で、フランソワ・ジェニーの法理論が法哲学的にどのように位置づけられるかを示すことが、本論文の最終的な目的である。

第 1 章 研究の目的と方法、先行研究

本章では、まず、議論を展開する準備として、多義的な用語や論者によって意味が異なる用語などについて簡単に整理した上で、各章で論じる内容やその本論文全体の中での意義付けを行う。ここで用語の説明を前もって行うのは、本論文が主眼を置くジェニーの他、レイモン・サレイユやレオン・デュギーなど当時に活躍した法学者たちの理論体系の思想的背景を探るうえで、論者によって異なる意味で用いられることの多い「認識論」、「科学的」、「直観」などの語については、煩雑性を出来る限り回避しなければならないからである。

次いで、各章で論じる内容を整理した後、サレイユ、デュギー、モーリス・オーリウら本論文で取り上げる論者について簡単に紹介し、さらにジェニーの法理論に関するわが国の諸々の先行研究を、①学説史上の一つの運動として評価するもの(中田薫、横田喜三郎)、②自然法と実証主義的な手法の融合として評価するもの(牧野英一、杉山直治郎ら)、③法哲学的な概念分析を加えるもの(水波朗、海原裕昭)、④法社会学的アプローチにより評価を加えるもの(大村敦志)、以上 4 つに分類して各々の内容を整理し、その特徴を明らかにする。

第 2 章 フランスにおける私法解釈方法論の展開 (19 世紀～20 世紀初頭)

本章では、ジェニーをはじめとする科学学派がどのような学説史的な展開の中で台頭してきたのかについて、注釈学派や科学学派といった各学説の興隆の系譜を明らかにすることで、フランスの法理論の大まかな時代展開を整理する。具体的には、民法典成立の 1804 年から 20 世紀初頭までの間にフランスで展開された法理論を年代に沿って整理する私法学者としてユジェーヌ・ゴドゥメとジュリアン・ボンヌカズを取り上げ、両者の著作を概略的にまとめ、相互に比較検討することで、当時のフランスの法理論の系譜を出来る限り客観的に示す。

まず、ゴドゥメは、ジェニーやサレイユら科学学派の論客と直接的な親交があった私法学者であり、彼らとともに、アルザス・ロレーヌで活動したという地理的近接性からドイツの法解釈学的影響を大きく受けた人物である。彼が『1804 年以降のフランスにおける民法典の解釈論』(初版 1934 年)で行う学説史的な整理は、科学学派の内部の視点からの、科学学派に対して非常に好意的な観点から為されたものである。ゴドゥメは、民法典の成立までの時期から注釈学派の成立期、さらにその最盛期に分けて注釈学派の系譜を跡付け、さらに注釈学派の法解釈方法の特徴として、「法的要素の誇張」と「論理的抽象性の濫用」を挙げる。ゴドゥメはその後に、科学学派の系譜としてクロード・ビュフノワールとサレイユの見解を取り上げ、とくにサレイユの法理論の特徴について、法源論に関しては、慣習法を法解釈の一要素とみてその法源性を否定し、判例の先例拘束性も否定する点を挙げ、他方、法解釈に関しては、

あくまでも制定法の弾力的な解釈によって社会的必要との調和を図ろうとしている点を挙げる。

次に、ボンヌカーズは、ボルドー大学の教授であり、主著『フランス法思想』（1933年）の第一巻の中の第二部「1804年から現在までのフランス思想における代表的法学者の分類の試論」で、ゴドゥメと同じく1804年の民法典成立時を起点とした法理論家の整理を行っている。ゴドゥメは、自著の初版の冒頭において1年前に刊行されたボンヌカーズの著書に言及していることからみても、ボンヌカーズの『フランス法思想』から一定の影響を受けていることが伺える。

比較検討した結果、両者の整理には共通するところが多く、とりわけオーブリとローの『民法註釈〔第四版〕』に科学学派の萌芽を見出す点で軌を一にしているが、その一方で、両者の間には相違点もあり、その理由として、当時において註釈学派の中心であったのがパリやカーンなどの国の中心地域であったのに対し、ゴドゥメやボンヌカーズが所属していたのが地方大学であったという地理的な要因が挙げられる。また、公法における理論の体系化に寄与したことが一般的に知られているデュギーやオーリウにボンヌカーズが言及しているように、ジェニー以降のフランスにおいて理論体系化の関心は私法から公法へと移行し、私法における理論化の試みは衰退するのである。

第3章 フランソワ・ジェニーの法理論

本章では、1804年のフランスにおける民法典の制定以降におよそ百年にわたって中心的な思想であった私法分野におけるいわゆる制定法万能主義に対して、フランソワ・ジェニーを中心とする科学学派が提起した問題点、及びそれを乗り越え得るものとして彼らが示した法理論を考察する。

まず、科学学派が興隆した背景として、①19世紀のフランスで産業資本主義が進展するとともに、フランス革命以降中間団体の排除により担保されてきた個人間の関係の平等性が崩れ、新たな格差が生み出されたこと、②19世紀の大学内の学部再編が学問の多様化・学際化・現実主義化を推し進め、法学においても社会学等の隣接学問分野の影響が及ぶようになったこと、以上2点が確認される。

次いで、科学学派の思想的背景として、①アンドレ・マリー・アンペールが提唱したフランス的意味における科学哲学をエピステモロジーへと発展させ、実証科学としての方法論的基礎をもつ社会学を確立したオーギュスト・コント、②コントの方法論を引き継いで社会的実在の認識から出発して社会連帯の事実を明らかにし、さらにはそれを法学と関連させつつ当為のレベルへと展開して、近代産業資本主義の特徴である社会的分化・分業を維持するための社会的多様性の承認として自由原理を捉えたエミール・デュルケーム、③事物の本性についての直観と分析とによる二元論的な認識論を展開し、ジェニーの方法論に影響を与えた「新哲学」の提唱者アンリ・ベルクソン、以上三者が挙げられる。

そのうえで、ジェニーの法理論の内容を整理するならば、まず、『実定私法における解釈方法と法源』において彼は、民法典の無欠缺性や立法の包括性は事実ではないから法解釈において法的要素を誇張するのは誤りであり、また法解釈における論理的一貫性の重視は合理的な考量を妨げるため論理的抽象性の濫用には問題があるとして、法源論に関して法源の複数性と段階性を主張する。そして彼は、制定法を第一の法源としながらも、それに第二の法源として慣習、第三の法源として学説・判例等の権威と伝統、さらに第四の法源として「科学的自由探求」を加えるよう説くのである。ここで言う科学的自由探求とは、まずは補助科学を用いて実在的事物の本性、すなわち社会関係の客観的事実としての規範を把握し、次に理性と良心によって内的本性、すなわち正義を把握することによって、最終的に正義の本性的観念を探り当てる営みである。

さらに、『実定法における科学と技術』によれば、ジェニーは、社会的生活関係の経験的実在における法律秩序の表れとしての実定法と、我々の思惟により認識可能な精神に存する法である理想法とを対置したうえで、両者が衝突した場合には理性法が優先するとして自然法論的立場を採る。彼のこうした見方は、先にみた科学的自由探求の方法において、理想法の認識が社会的義務といった実在的な道徳的概念によって制限されることで客観性を帯びると捉えられている点に反映されている。また、科学的自由探求により発見された自然法は、それが実社会で適用可能な自然法規へと変換される必要があり、そのような変換を担うという点に推論、犠牲、法律構成といった法技術の重要な役目があるとされる。

本章の最後に、ジェニーの理論の基礎づけに何が影響を与えたかについて、①デュルケムのエピステモロジについては、社会的事実の焦点を当てたことは大きな功績であるものの、社会的事実の認識から当為を導き出す際の尺度についての哲学的基礎づけがない点が問題であるとジェニー自身によって指摘されている一方、②ベルクソンの二元論的認識論については、ジェニー自身が明言しているわけではないものの、ジェニーの方法論と数多くの類似点があり、彼の理論の素地となっていると理解できるとされ、また、③スコラ哲学やトミズムについては、ベルグソンほどではないものの、質料と形相の区別を用いるなどの点にみられる発想の一定の類似性から、ジェニーが一定の影響を受けていることが伺えるとされる。

第4章 20世紀初頭におけるジェニーへの評価—「科学」と「技術」の概念を軸に—

本章では、ジェニーの法理論の体系に対する評価を、20世紀初頭当時の一般的評価、フランス国内での個別的评价及び我が国における個別的评价の三つの観点から検討する。

まず、20世紀初頭のフランスでは一般的に、ジェニーは、概念法学を批判した自由法運動の先駆者として評価されてきたが、その一方で、彼の提唱する科学的自由探究の基礎づけ理論については、十分に検討がなされてこなかった。なぜなら、注釈学派が席卷した特異な時期であったからこそジェニーの法理論の先駆者的意義が際立ったのであり、そうした時期が過ぎると法の理論研究自体が下火となり、彼の理論の影響も取り沙汰されなくなったからである。

次に、フランス国内での個別評価として、ジェニーの法理論をサレイユ及びデュギーのそれと比較する。まず、サレイユとの比較では、①法源に関して、サレイユが形式的法源を制定法に限定するのに対し、ジェニーは制定法の他に慣習法や権威と伝統、さらに科学的自由探求にも形式的法源性を認めている点、②法解釈に関して、「進化的解釈」を説くサレイユが社会的必要から現実的な法解釈の理論を提示するのに対し、ジェニーは科学的自由探求の方法の哲学的基礎づけに重きを置く点、③法解釈の科学性に関して、サレイユが法の探求にあたり隣接諸科学を考慮することを科学性と考えていたのに対し、ジェニーはベルグソンの影響のもとトミズム的な認識二元論に基づく方法論的な客観性を科学性と捉えていた点、以上3点が指摘される。

他方、デュギーとの比較については、法人格に関する両者の見解の対立を手掛かりに、法解釈の科学性についての意見の違いが明らかにされる。すなわち、デュルケムの「社会連帯」に基礎づけられる客観法の観念を軸に展開されるデュギーの公法理論においては、個人の他に国家にも法人格を認めるジェニーの法理論とは異なり、個人には法主体性が認められても国家にはそれが認められない。この点に、デュギーがデュルケムの社会連帯を継承することでフランス特有の反形而上学的なエピステモロジの意味での実証的で科学的な方法論に立脚するのに対し、ジェニーがベルクソンについての独特の理解を下敷きにしたトミズム的な認識二元論に依拠する科学的な方法に依拠していることが見て取れるとされる。

最後に、我が国での批判的な見解を検討の対象とする。まず、法実証主義の観点から検討を加える海原裕昭は、ジェニーが糾弾した註釈学派は一般的にドイツの概念法学と平行に法実証主義的な立場をとるとしつつも、実証主義の意味を(1)初期の法実証主義(分析の実証主義、解釈学的実証主義)(2)デュギーの法実証主義(社会学的実証主義)(3)後期の純化された法実証主義の三つに区別して、それぞれの差異に注意を喚起するとともに、とくに前二者の法実証主義について、それらがどの程度に科学的かを問う一方で、そのいずれもが法の価値論的考察を排除する点を問題視する。

また、水波朗は、ジェニーが単なる自然法論者として括られることへの批判から出発し、彼の法的価値判断と認識の方法論が次元の異なるものであることを明らかにすることによって、自然法による絶対的価値の基礎づけとその認識二元的なトミズムの方法論との混同がジェニーを単なる自然法論者であると軽視することの原因であることを示した。

第5章 現代におけるジェニー法理論の再評価

本章では、戦後にフランスの私法理論において直接的には継受されなかったと思われるジェニーの法理

論が今日どのような内容のものとして理解され、またどのような評価を得ているのかを、彼の『実定私法における解釈方法と法源〔改版〕』発刊から100周年を記念して2013年に刊行された『フランソワ・ジェニーの法思想』と題する寄稿論文集を手掛かりに検討する。

まず、ピエール・ゴティエによってなされている評価の枠組みによって整理した。検討した論文は、ジェニーの法理論の体系を理解した上で、その重要性をルイジアナ州法と司法過程との関係で再評価するような比較的壮大な試みから、単なるジェニーへの世辞に過ぎないともとれる、根拠の薄いものに至るまで多様であった。しかしながら、そもそも100年も以前に為された理論体系が、今日の法実務の過程において、どの様に息づいているのかを明確に示すことは、ほとんど困難である。ここでは主に、数多くの法実務家がそれぞれの分野において、ジェニーの影響関係を論じていることを手掛かりに、主に19世紀末において、制定当時としては絶対的であった民法典の基本原則、すなわち「自由契約の原則」や「無過失責任主義」などの法理形成をいかに修正せしめるに至ったかという実定法的な側面と関連付けて、ジェニーの「法技術」としての側面の再評価を行うことができたように思う。とりわけ、本章最後で触れた欧州人権裁判所の判例については、欧州各国内の裁判所において既に成された法的判断と欧州人権規約を適用する場合の法的帰結が抵触しうるなかで、法的に問題となる行為事実が当該国の社会でどのような意味を持つのかという社会での実際の通念に基づいて、欧州人権裁判所としての判断を下すという点にジェニーからの理論的示唆が見いだせることを指摘した。

第6章 フランスにおける法科学 (La science juridique) の現在

本章では、前章に続いて、より本質的な現代的な評価を試みた。筆者の文献調査では、今日にあって直接にジェニーの理論の意義について検討する文献ないしは論文を見つけることは難しかった。これは、基本的にフランス国内においては、肯定的な意見はおろか否定的な意見としてできてもジェニーの法解釈学方法論としての側面を子細に検討する動きは見られないからである。しかしそのような中で、二つの注目すべき法理論家を取り上げ、彼らを通じて間接的あるいは部分的に、ジェニーの法理論の再定位を行おうと試みることを本章の目的として掲げた。言い換えれば、「法科学 (la science juridique)」の理論的再構築を試みていると思われる、エクス=マルセイユ大学のクリスティアン・アティアスとジャン=ルイ・ベルゲルの両名についての代表的な著作を検討することで、ジェニーの今日的な評価を措定するとともに、フランスにおける法科学の復権的な潮流として、暫定的なまとめを示すことを目的に行った。

アティアスは、1980年代から、その法学方法論の分野における主著だと思われる『法認識論 (Épistémologie juridique)』の中で、法は生成されるものであるとの基本的な視座を示したうえで、その方法論について示していた。しかしながら、ジェニーと同様に私法領域の法学者であり、かつ、あるべき法の探求についての方法論を提示することに力を尽くされているにもかかわらず、著書の中にはほとんどジェニーに関する参照の記述がない。その理由を明らかにするために、まず、彼の認識論にかかる基本的な視座を確認するところから始め、アティアスの認識論が、フランスの社会学に伝統的な科学史の中の哲学としてのエピステモロジとは、その理論的性格を異にしており、したがって、そのようなエピステモロジの科学観の流れを汲む社会法学に批判を加えたジェニーとも、さらに、その立場から形而上学的な基礎づけ一切を放棄したところのデュギーとも、基本的には真っ向からの対話が成立しえないことを指摘した。次いで、そのような独自の認識論に基づくアティアスの法認識論を、日々の法実務の中で自生的に生成される法としてその過程を紹介し、社会において法が実現すべき価値のますますの多様化の中で、法実務家としての側面も持つアティアス独自の視点からの一つの意義深い法学方法論であるとして評価した。

次に、近時のフランスにおけるもう一つの法科学の議論動向として、ベルゲルの文献について取り上げ、議論の枠組みを紹介した。ベルゲルはアティアスと共に、ラヴァル大学 (カナダ) のモーリス・タランタン教授によって、フランスの「法科学」の議論領域を活発化する二人であると対比的に紹介されているため、その議論の手掛かりとした。まず、ベルゲルにとっての法の本質は、何らかの基礎づけを

経て発見や生成される類のものではなく、現実に機能している法の諸概念を用いてそれらで記述することで明らかになるものであるという彼の基本的立場を示した。また、タランランが指摘するこの立場の対比を、我が国での法哲学上の学問区分として用いられる「法学方法論」と「法概念論」の視点の相違と平行に捉えられるとして整理を加えた。ベルゲルがジェニーと他の論者との比較を通じて、各法概念についての論じられ方を詳細に分析する枠組みの紹介を通じて、フランスにおける法の議論動向として、アティアスと異なるもう一つの潮流が存在し、さらに発展の可能性がある点を指摘し、同時にジェニーの法理論を断片化して、最も深く言及した再評価の一つであると位置づけた。

アティアスの法理論は、法が生成されるものであることを前提に、それをいかにして認識するかという着眼点をジェニーと共有する一方で、ジェニーの自然法論の側面については完全に否定的であると、「間接的」に読み取れる。また、ベルゲルは、法を諸々の法概念から説明しようとする点でアプローチとしてはジェニーと袂を分かち一方で、ジェニーが展開した法技術の理論、すなわち法擬制による各法概念の説明を多く引用していることで、「部分ないしは断片」からジェニーを再評価していると読み取れる。

結語

本論文の最後には、結語として、本論文の目的を再確認し、各章での段階的な結論から、この論文での総括的な結論と到達を示す。まず、本論文の目的と到達点として、19世紀から20世紀初頭にかけての学説史的転回を踏まえた上で、註釈学派やジェニー、ジェニーを除く科学学派、デュギーらの論を「実証」や「科学」の概念を分析軸として、方法論的差異を指摘できたことを確認する。次いで、その理論的な継受について系譜を明示するには至らなかった点と法技術としての今日の現れについてフランス本国をはじめとして各国への波及関係を十分に扱うことができなかった点を課題として列挙する。最後に、第5章及び第6章で掲げたジェニーの法理論の現代的な意義づけについて、本論文では扱えなかったジェニーに関する議論を通じて、今後の研究の展開の見取り図を提示している。